<用語の定義>

専用住宅

<第2条第4号>

<u>この条例において「専用住宅」とは、一戸建ての住宅であって、居住以外の用</u>に供する部分がないものをいう。

この条例において予定建築物を専用住宅に限定した。

【理由】

市街化調整区域内の環境保全の観点から、集団の緑地、農地等における自然環境の保全及び良好な近隣居住環境を確保するため、建築可能な建築物の用途を日照、通風等の影響がより少ない「専用住宅」に限定しました。

【解 説】

現行の用途「第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物の用途」には、公 衆浴場、寺院、寄宿舎等周辺居住者の生活環境と調和が図りにくい用途も含ま れており、さらに共同住宅、長屋等は、その形態から北側農地等への日照等影響が大きく、土地利用上もこの影響を軽減することが困難であることが過去5 年間の取扱い実績で明確となったので、これらの用途を環境の保全上支障があ る用途として対象外とする。